

令和 5 年度 第 1 回浜田市保健医療福祉協議会

日時：令和 5 年 6 月 13 日(火)

18:30～20:00 (予定)

場所：浜田市役所 4 階 講堂 A B

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事

(1)報告事項

各種計画の進捗状況等について **【報告資料 No.1～7】**
(地域福祉課・健康医療対策課・子ども・子育て支援課)

(2)協議事項

各種計画の改定及び専門部会の設置について **【協議資料 No.1～3】**
(地域福祉課・健康医療対策課・子ども・子育て支援課)

4 その他

5 閉 会

令和5年度浜田市保健医療福祉協議会 委員名簿

(任期：委嘱日から令和6年3月31日まで)

No.	関係団体	職名等	氏名	選出区分
1	浜田市医師会	会長	笠田 守	医療1
2	浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	福祉1
3	島根県立大学	准教授	角 能	識見者1
4	リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	識見者2
5	浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	医療2
6	浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	医療3
7	浜田医療センター	院長	栗栖 泰郎	医療4
8	浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	福祉2
9	浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	福祉3
10	浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	福祉4
11	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	福祉5
12	浜田保健所	所長	中本 稔	行政1
13	浜田警察署	生活安全課長	河野 明日香	行政2
14	浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	行政3
15	浜田市校長会	会長	西村 淳	学校1
16	浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	その他1
17	金城地域協議会	委員	山本 宏明	その他2
18	旭地域協議会	委員	大屋 美根子	その他3
19	弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	その他4
20	三隅地域協議会	委員	鶴川 由美子	その他5

浜田市地域福祉計画の進捗状況について（令和4年度）

計画期間：平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)

理念：市民を主役に、互いを認め合い、支え合うまち

基本目標1 地域の活動に市民が積極的に参加する	
<p>施策1 「我が事」意識として捉える地域づくり</p> <p>①福祉を「他人事」から「我が事」にするための啓発活動の推進 地域づくりに関する講演会や講座等の支援について、出前講座を100回実施。地区の総会等を対象に地域に出かけ、見守り・つながることの大切さや社会参加による介護予防、生活課題解決に向けた取組の検討につなげた。【浜田市社会福祉協議会（以下、「社協」）】</p> <p>②住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり まちづくり総合交付金課題解決特別事業や、地区まちづくり推進委員会の未設立地区において、設立に向けた話し合いを支援した。【地域活動支援課】 住民参加による支え合いの仕組みづくりを推進するため、各日常生活圏域に配置されている生活支援コーディネーターが、住民自らが運営する「集いの場（サロン）」に対する側面的な支援を行っている。また、地域課題の把握や担い手の養成などの取組を行っている。【健康医療対策課、社協】</p>	
<p>施策2 市民の福祉意識の醸成</p> <p>①幼児期からの福祉意識の醸成 入所児童の状況に応じ、全認可保育所（園）において障がい児保育を実施している。また、施設により、地域交流活動の一つとして、高齢者との世代間交流等に取り組んでいる。【子ども・子育て支援課】 福祉教育の推進のため、幼稚園や保育園へ福祉教育推進補助金の交付（8園）や、中央図書館を利用した障がい（点字図書等）に関する展示・体験の実施を行った。【社協】</p> <p>②小・中・高校生に対する福祉教育の推進 小・中学校では、総合的な学習の時間において福祉の学習を実施。多面的な情報（他の人との交流、他の情報）収集に基づいた探究的な活動を行いながら深い理解となるよう取り組んでいる。【学校教育課】 施設により、地域交流活動の一つとして、中高生を対象とした子育て体験学習等の異年齢異校種間との交流活動に取り組んでいる。子育て支援センターにおける事業において、小・中・高・大学生が授業の一環あるいはボランティア活動に取り組むための支援を実施した。【子ども・子育て支援課】 小中学校を福祉教育推進校として位置付け補助金を交付（22校）。また、ポッチャ、車いすバスケットボール、ブラインドサッカー等を通じ、障がいについての理解を深めた。小・中学生を対象としたボランティアスクールの開催した。【社協】</p> <p>③生涯学習による福祉教育の推進 福祉分野も含めた地域課題への主体的な参画を目標として、まちづくりセンター事業を推進している。【まちづくり社会教育課】</p>	
<p>④各種講座等の情報提供 あいサポーター養成講座、介護予防推進出前講座、認知症サポーター養成講座などについて、ホームページや市報、フェイスブック等様々な広報媒体により情報提供を行い、利用の促進に努めている。【地域福祉課、健康医療対策課、社協】</p> <p>⑤各種行事の開催 障がい者週間において、「あいサポート運動」の周知活動を実施。「健康福祉フェスティバル」については、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し中止した。【地域福祉課】</p>	
<p>施策3 多様な人材の育成・支援</p> <p>①ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座を開催するとともに、あいサポーター養成講座の開催及び実施呼びかけを行っている。【社協】</p>	

<p>②ボランティア、NPOの活動支援と参加促進 市民協働によるまちづくりの推進のため補助を行うとともに、その団体の活動について市ホームページにて紹介し、情報発信を行った。【地域活動支援課】 市が補助金を交付するボランティアセンターでは、社協の各支所に窓口を設置し、ボランティア登録の呼びかけ、活動のコーディネート等を行った。【地域福祉課、社協】</p>
<p>③大学生等による地域福祉活動の促進 地域において協働でまちづくり事業を実施する市民団体及び高等教育機関の教員・学生に対し、補助金を交付した。【地域活動支援課】</p>
<p>④高齢者・退職者への地域福祉活動の参加促進 各日常生活圏域に配置している生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者の豊富な知識や経験を活かし、担い手として活動する場の確保に努めている。【健康医療対策課】 地域福祉への理解を啓発していくキーパーソンとしての役割を期待し、シニア世代に向けたシニア応援隊を組織し、災害ボランティア研修会等の各種研修会に参加した。【社協】</p>
<p>⑤地域のリーダー育成 高齢者サロン、福祉委員、民生児童委員に対し、研修を実施。また、くにびき学園の搬送支援に携わり、今後の地域リーダーの育成を支援した。【地域福祉課、社協】</p>
<p>⑥企業によるボランティア活動の促進 企業の職場研修等へ、出前講座として「赤い羽根募金百貨店」、「あいサポーター研修」や「ゆるやかな見守り講座」を活用し、地域貢献の意識醸成に努めている。【社協】</p>
<p>施策4 地区組織・団体活動の充実</p>
<p>①地区社協活動の推進 26地区に対し助成を行うとともに、小地域福祉活動計画の策定について支援した。また、活動の広報を行っている。【社協】</p>
<p>②自治会等の地域コミュニティ組織活動の推進 地区まちづくり推進委員会の未設立地区において、設立に向けた話し合いや地区まちづくり計画の策定に向けたサポートを行った。【地域活動支援課】</p>
<p>③各種団体活動の推進 補助や講座開催等の支援を実施した。【各項目再掲】</p>
<p>基本目標2 利用者主体のサービスを実現する</p>
<p>施策1 「丸ごと」支援できる地域づくり</p>
<p>①「丸ごと」支援するための基盤整備 情報の共有・連携の強化の場として、全市レベルの協議体、各日常生活圏域の協議体を設置し、生活支援や介護予防における基盤整備に向けて取り組んだ。【健康医療対策課】 母子保健担当者会議、要保護児童対策地域協議会等を用いて課題の協議、共有を図るとともに、他の子育て支援関係団体と協議・情報交換し、子育て支援センターにおける事業展開に繋げている。【子ども・子育て支援課】 公益的活動のひとつとして、住民に身近な社会福祉法人として認識してもらうためにも、相談窓口体制を構築すべく意見交換会を進めている。【社協】</p>
<p>②包括的な相談支援体制の構築 障がい者、障がい児の保護者等の相談に対し、浜田市障がい者基幹相談支援センターが市や関係機関等と連携を図りながら対応している。【地域福祉課】 地域包括支援センター、サブセンターを中心に、地域におけるネットワークの構築を図るとともに、相談者本人やその関係者が必要な支援を把握し、関係機関等との連携を図りながら、解決に向けた支援を行っている。【健康医療対策課】 妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターと子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点とが連携し対応している。また、必要に応じて、医療機関、保育所・幼稚園、児童相談所等関係機関と連携し相談支援を実施している。【子ども・子育て支援課】 包括支援センター「高齢者相談支援センター」の受託により、包括的な相談支援体制の構築と幅広い関係機関団体等との連携を図り、早期発見早期支援につながる体制づくりに</p>

	<p>を行っている。また相談支援機関としてあんしん生活相談窓口も各機関と連携している。 【社協】</p>
<p>施策2 情報提供の充実</p>	<p>①情報提供の推進 広報媒体を活用し、提供に取り組んでいる。【各事項再掲】</p> <p>②情報提供のユニバーサルデザインの推進 浜田市ホームページでは、文字の大きさの変更や音声の読み上げなどが可能。 手話通訳、要約筆記奉仕員の養成に努めるとともに派遣が可能なように、社協に事務局運営を委託し実施した。【地域福祉課、社協】</p> <p>③個人情報の保護 浜田市個人情報保護条例に基づき、適切な取り扱いと情報漏洩の防止を図る。 平常時の見守り活動や、災害時における安否確認や避難支援を行うための避難行動要支援者名簿は、名簿掲載者本人の同意を得た上で、地域の自主防災組織などに情報提供を行っている。また、新任の民生委員児童委員に対し、個人情報の取扱いについて研修を実施した。【地域福祉課】</p>
<p>施策3 相談体制の充実</p>	<p>①身近な相談支援員活動の充実 民生児童委員等に対し活動支援を行うとともに、福祉委員と合同の各研修会や意見交換の場を設けるなど、その育成、連携に取り組んでいる。また、民生児童委員の活動について、ケーブルテレビによるPRを行った。【地域福祉課、社協】</p> <p>②各相談窓口を中心とした相談支援体制の強化 令和4年度より地域包括支援センターを社会福祉協議会へ委託し「高齢者相談支援センター」として、高齢者の相談支援体制の強化を図っている。【健康医療対策課】 子育て世代包括支援センター、子育て支援センター及び子ども家庭総合支援拠点とが連携し、相談しやすい体制づくりに取り組んでいる。また、乳幼児全戸訪問、各保育所における育児相談窓口及び育児相談日で個別の状況を把握し、必要に応じて適切なサービスや関係機関等につなげている。【子ども・子育て支援課】</p> <p>③健康・福祉相談窓口一覧の作成 福祉に関する問い合わせ窓口の一覧を地域福祉計画の資料編に掲載した。また、例年4月に民生児童委員等に対し、各種福祉担当課の業務内容及び連絡先を配付している。 【地域福祉課】</p>
<p>施策4 権利擁護の推進</p>	<p>①日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 成年後見制度について、市民を対象とした講演会を実施するなどの普及啓発や、稼働可能な市民後見人の養成に関する業務を社会福祉協議会へ委託し、市民後見人講演会や、市民後見人養成講座および市民後見人フォローアップ研修を開催した。また、日常生活自立支援事業は県社協からの委託事業として継続実施している。【健康医療対策課、社協】</p> <p>②苦情相談窓口の利用促進 令和4年度より社会福祉協議会へ委託し地域包括支援センターを「高齢者相談支援センター」とし、本所にセンター・各支所にサブセンターを設置することにより、市民だけではなく、介護保険事業者等においてもより身近なところでの相談対応が可能となっている。【健康医療対策課】 各保育所において、苦情相談窓口を設置されており、相談窓口の周知を行っている。【子ども・子育て支援課】</p> <p>③虐待予防・DV対策の推進 市の関係部署に留まらず、警察や弁護士等の行政機関だけでなく、要保護児童対策地域協議会などの関係団体とも連携して対応している。相談窓口の周知については、保育所や学校等を通じてチラシ等を配布し行っている。 また、平成27年度に改定した「浜田市子ども虐待防止対応マニュアル」について令和5年1月に改定を行い、関係機関に配布し児童虐待の防止及び早期発見に取り組んだ【健康</p>

医療対策課、子ども・子育て支援課】
施策5 生活困窮者の支援
<p>①生活困窮者に対する自立支援の充実</p> <p>生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図ることを目的として、生活困窮者自立促進支援に関する業務を社会福祉協議会へ委託し、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等の実施（自立相談支援事業）、生活困窮者の就労に向けた一貫した自立支援を実施（就労準備支援事業）、生活困窮者の家計の再生を図る支援（家計改善支援事業）を一体的に行っている。</p> <p>【地域福祉課】</p> <p>あんしん生活相談窓口を設置するとともに専任相談員（5名）を配置し、相談支援・法テラスとの連携、支援調整会議の開催を開催し、伴走型の支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数（本人）3,104件（関係機関）3,349件 ・新規相談件数227件（家族を含む）【社協】
施策6 サービスの質・量の確保
<p>①福祉専門職の資質向上</p> <p>介護職員へは、介護人材確保・定着対策事業を通じ、新規採用職員に対する研修を実施した事業所に対し、単年度10万円を限度に補助を行っている。【健康医療対策課】</p> <p>また、保育連盟に対して、職員研修実施のための補助金を交付するとともに、浜田市主催の研修会を開催し、保育士などの資質向上に努めている。【子ども・子育て支援課】</p> <p>②福祉専門職の確保</p> <p>介護職員の確保について、新たに雇い入れた従業員を3ヶ月以上継続して雇用し、支度金等を支給した事業所に対し、補助を行っている。【健康医療対策課】</p> <p>保育士の確保については、保育士資格の取得を目指す学生に対し、保育士修学資金貸付事業を実施している。なお、保育士養成施設を卒業後、3年間市内の保育所等で勤務した場合には返還を免除している。【子ども・子育て支援課】</p> <p>③サービスの第三者評価制度の導入</p> <p>社会福祉法人の指導監査において、第三者評価の受審勧奨を実施している。</p> <p>【地域福祉課】</p> <p>④民間事業者の参入促進</p> <p>基幹相談支援センターを設置し、運營業務を委託している。【地域福祉課】</p> <p>放課後児童クラブについて、市内20か所のうち9か所を民間委託により事業を実施している。残りの11か所についても、順次民間委託による事業実施を行うよう推進する。</p> <p>【子ども・子育て支援課】</p>
基本目標3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する
施策1 身近な地域でのつながりづくり
<p>①あいさつ等の声かけ運動の推進</p> <p>浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき、令和4年10月26日の「浜田市いのちと安全安心の日」に、島根県立大学において、防犯サークルSCOT主催による「はまだ灯2022」の開催を支援。市民による自主的な防犯活動の推進を図った。</p> <p>また、令和5年度は、隔年開催である「安全安心まちづくり推進大会」の開催を予定しており、市民による防犯活動団体の参加を促し、地域コミュニティにおける活動の継続的な推進を図る。【防災安全課】</p> <p>②各種行事の開催（再掲）</p> <p>③サロン活動の推進</p> <p>住民主体の自主活動に対する支援や、高齢者サロンにおいて介護予防推進出前講座を開催していただいた際の講師派遣（1団体に対して年2回まで）を行っている。また、要望に応じて新型コロナウイルス感染対策について講演を実施。【健康医療対策課】</p> <p>サロン空白地域の解消に向けた取組を進めるとともに、サロンの重要性について周知を行い、開催頻度の向上につなげた。【社協】</p> <p>④集いの場・居場所づくりの推進</p>

	<p>住民運営の「集いの場」の空白地域の解消のため、生活支援コーディネーターを中心に、地域に働きかけ、立ち上げを支援した。【健康医療対策課、社協】</p> <p>⑤見守り活動の推進 民生児童委員の活動を支援し、推進している。【地域福祉課再掲】 見守り体制の強化を図るため、協力していただける団体を増やす取組を推進している。【健康医療対策課】</p>
	<p>施策2 重層的な支え合いネットワークづくり</p> <p>①重層的な連携体制の構築 まちづくりセンターと連携して地区まちづくり推進委員会の支援や設立に向けた話し合いの場づくりに取り組み、地域協議会やまちづくり連絡会議を開催し、地域と行政、地域同士の情報共有に努めた。【地域活動支援課】 小地域から全市レベルまで課題に対する支援がつながる仕組みづくりや、「ゆるやかな見守り運動」に対する意識醸成のための取組を進めている。【社協】</p> <p>②地区の活動拠点とコーディネーター機能の設置 まちづくりセンターを地域住民の活動拠点として位置づけ、より一層の活動の推進を図っている。また、まちづくりコーディネーターを6名配置し、諸会議や意見交換会を通じて互いに連携しながら、地域の実情に合わせてまちづくり活動等への助言等を行っている。【まちづくり社会教育課】</p>
	<p>施策3 保健・医療・福祉と他分野との連携</p> <p>①保健・医療・福祉の連携強化 保健・医療・福祉の連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を推進している。また、多職種連携による勉強会の開催を開催した。(3回)【健康医療対策課】 妊娠期から産前産後、子育て期にわたり医療機関や障がい福祉事業所等と連携し対応している。また、保育園・幼稚園巡回訪問を通し、発達等に個別支援が必要な児童に対して、就学までの一貫した支援体制を実施するための検討を保健・医療・福祉・教育機関が連携し行っている。また、浜田市特別支援連携協議会において、委員の増員などを行いチーム連携しやすい体制を整備している。【子ども・子育て支援課】</p> <p>②障がい者のライフステージ移行支援 幼児期から就学期へ切れ目のない支援が継続できるよう意識しながら事業を実施している。就学に向けての支援として、年中児アンケートの見直し、教育委員会と連携した就学相談会などを実施している。【子ども・子育て支援課】</p> <p>③生涯学習・余暇活動における連携 各地域のまちづくりセンターによる、ふるさと学習や生涯学習の推進、はまだっ子共育推進事業の推進による子どもの育みと共に、地域の大人や高齢者に自己有用感を持ってもらうことによる福祉と教育の連携を推進している。【まちづくり社会教育課】</p> <p>④健康づくりにおける連携 地域の要望に応じて出前講座を実施し、地域・職域・学校等に出向き健康づくりの普及啓発のための健康教室や健康相談を行っている。また、「運動」「食事」「社会交流」の3つの取組を推進していくための仕組みづくりとして、はまだ健康チャレンジ事業に取り組んでいる。【健康医療対策課】</p> <p>⑤就労における連携 市内保育所、認定こども園27園で一時保育を実施。子育て世代包括支援センターで休日保育を実施。【子ども・子育て支援課】</p>
	<p>基本目標4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる</p>
	<p>施策1 心のバリアフリーの推進</p> <p>①各種行事の開催（再掲）</p> <p>②人権尊重意識の向上</p>

<p>人権に関する研修会及び講演会の開催や人権作品コンクールの実施など、人権同和教育及び啓発活動に取り組んでいる。また、令和3年度に策定した、第4次浜田市人権教育・啓発推進基本計画に、心のバリアフリー化の推進について記載した。【人権同和教育啓発センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 外部講師を招いての人権講演会（6回） * 市内の事業所、まちづくりセンター及び市役所等への人権研修講師派遣（派遣回数 53回） * 概ね中学校区を単位とした人権講演会（11回） * 人権作品コンクールの実施（応募作品数 184点）
<p>施策2 防災・防犯活動の推進</p>
<p>①地域の防災活動の推進</p> <p>防災出前講座を実施し、自主防災組織の必要性や結成に向けての取組について啓発活動を行い、また、未設立の地区に対する設立の働きかけを行った。【防災安全課】</p>
<p>②避難行動要支援者に対する支援体制の構築</p> <p>避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿（同意者）を提供し、地域での災害への備えや見守り活動に活用していただいている。なお、「広報はまだ」に避難行動要支援者名簿の活用等についての記事を掲載しており、引き続き定期的に掲載し、周知を図る。</p> <p>新規に名簿掲載となる方には、名簿の外部提供等同意書にあわせて制度についての説明資料を送付している他、窓口や電話で制度の説明を行っている。【地域福祉課】</p>
<p>③災害時の関係機関・ボランティアとの連携</p> <p>「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」と福祉専門職派遣の協定を締結し、要配慮者等の福祉的ニーズに対応できる体制を整えている。【防災安全課】</p> <p>災害時における地域住民と他機関等との協働を図るために、毎年「災害ボランティア研修会」を開催し、関係機関との連携に努めている。【防災安全課、社協】</p> <p>浜田ライオンズクラブ、浜田亀山ライオンズクラブと災害時における物資や資機材の調達等の協力について、災害ボランティアセンター運営支援協定を締結した。【社協】</p>
<p>④地域の防犯活動の推進</p> <p>振り込め詐欺などの特殊詐欺等の予兆事案発生時等には、防災防犯メールにより周知を図ることで犯罪被害や鳥獣被害防止等の啓発を行った。【防災安全課】</p>
<p>施策3 移動手段の確保</p>
<p>①生活バス・タクシーの運行</p> <p>民間路線バスの一部路線廃止に伴い、当該沿線住民の交通手段として生活路線バス、予約型乗合タクシーの運行を開始した。またあいのりタクシー等を運行するまちづくり推進委員会に対し支援を行い、また、まちづくり推進委員会向けにあいのりタクシー事業の先進事例視察を実施した。さらに、敬老福祉乗車券交付事業により、自家用車を運転できない高齢者等の外出を支援している。【地域活動支援課】</p> <p>ささえあいによる交通手段の確保へ向けた取組として、地域で行われている様々な取組を取材・広報周知し、活動例を増やす取組を進める一方、課題対策事例を学ぶ研修会を開催しながら既存資源(市発行敬老乗車券・デマンドタクシー等)を有効活用し買い物ツアーを企画・実施する取組も進めている。また、あいのりタクシーの活用に向け、地域のまちづくり委員会と連携し課題解決にあたった。【社協】</p>
<p>②障がい者の移動支援</p> <p>同行援護、行動援護及び移動支援事業の利用によって、外出時の支援を行っている。ま</p>

	<p>た、外出時の支援については、浜田圏域自立支援協議会などの機関によって、利用方法などの検討を行うとともに高齢者部局と情報を共有化し、インフォーマル資源の利用・選択肢を増やすようにしている。</p> <p>バス等の公共交通機関の利用一部助成は、該当者へは福祉タクシー利用券の交付、また人工透析患者、精神障がい者通院交通費助成を実施している。【地域福祉課】</p>
<p>施策4</p>	<p>バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p>①公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>公共施設の整備に際しては、整備計画の内容を議論する場を設けており、ユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう努めている。【行財政改革推進課】</p> <p>②交通バリアフリーのまちづくりの推進</p> <p>放置自転車の撤去や、防災防犯メール等で交通ルールの遵守・正しい交通マナーの習慣付けについて広報活動を行った。【防災安全課】</p> <p>安全な道路・交通環境の整備のため、歩道の拡幅や路側帯へのカラー舗装、段差・傾斜の解消等に努めた。【建設企画課】</p>

浜田市障がい者計画、障がい福祉・障がい児福祉計画の 進捗状況について

基本目標1 差別解消及び権利擁護の推進

○浜田市障がい者差別解消推進講演会

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により講演会の実施なし。

○浜田市障がい者差別解消推進委員会

「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に定める委員会を開催し、取組内容の検討及び次年度活動計画について協議した。

・第1回 日時 令和4年9月29日（木） 委員9人

基本目標2 地域における生活支援体制の充実

○身体・知的障がい者相談員設置事業

身体障がい者、知的障がい者の生活、サービス、就学などの相談対応。

相談実績 19件、行事参加40件

○手話通訳・要約筆記事業

聴覚障がい者に対し、手話通訳等を派遣。

派遣実績 手話通訳派遣人数延べ44人 要約筆記派遣人数延20人

○地域生活支援拠点等の整備

令和4年度に実施要綱を整備し、支援事業所13か所の登録を行った。

基本目標3 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

○放課後等デイサービス

就学中の障がい児等に対し、放課後や夏休み等の長期休暇を利用して、生活能力向上のための訓練を継続的に提供。

利用実績延べ人数 3,036人

○障がい者雇用優良事業所顕彰事業

障がい者雇用の理解促進のため、障がい者雇用を行っている事業所を表彰。

表彰企業 優良賞 1者

基本目標4 安全・安心な福祉のまちづくりの実現

○手当の給付

一定の障がいがある人への給付。

特別障害者手当 103人 障害児福祉手当 15人（令和5年3月末日現在）

○住宅入居等支援事業

障がい者の住まいに関する相談の対応。

相談実績 460件

基本目標5 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

○補装具費支給制度

身体の一部又は機能を補完するため、補装具費を支給。

支給実績 94件

○日常生活用具給付事業

在宅の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、用具等の費用を給付。

給付実績 506 件

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

(実績は、R5. 3. 31)

施設入所者数						地域生活移行者数		新規入所者 (R4 年度)
R 元年度 末時点	R5 年度末 時点	R5 年度 末目標	R4 年度実績			R5 年度 末目標	R4 年度 実績	
			R4. 3. 31	R5. 3. 31	削減 人数			
①	②	① -②	②	④	①-④	⑤	⑥	⑦
102	100	2	97	89	13	6	1	1

※令和4年度退所者7人(内訳:在宅1人、療養介護入所1人、入院2人、死亡3人)

○主な障がい福祉サービス事業の見込量と実績(全て延べ数)

事業	計画			実績
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R4 年度
①訪問系サービス(居宅介護等) / 月 上段: 利用時間 / 下段: 利用人数	1,498 時間 126 人	1,501 時間 127 人	1,504 時間 128 人	1,308 時間 112 人
②生活介護 / 月 上段: 利用日数 / 下段: 利用人数	4,784 日 268 人	4,825 日 270 人	4,867 日 272 人	4,415 日 252 人
③就労移行支援 / 月 上段: 利用日数 / 下段: 利用人数	112 日 9 人	113 日 9 人	114 日 9 人	136 日 10 人
④就労継続支援 A 型 / 月 上段: 利用日数 / 下段: 利用人数	1,105 日 57 人	1,128 日 58 人	1,152 日 58 人	1,023 日 54 人
⑤就労継続支援 B 型 / 月 上段: 利用日数 / 下段: 利用人数	2,832 日 161 人	2,840 日 162 人	2,848 日 163 人	2,752 日 165 人
⑥就労定着支援 / 月	8 人	10 人	11 人	4 人
⑦自立生活援助 / 月	3 人	4 人	5 人	5 人
⑧共同生活援助(グループホーム) / 月	127 人	130 人	132 人	122 人
⑨地域定着支援 / 月	12 人	12 人	13 人	17 人
⑩児童発達支援 / 月 上段: 利用日数 / 下段: 利用人数	130 日 30 人	130 日 30 人	130 日 30 人	183 日 58 人
⑪放課後等デイサービス / 月 上段: 利用日数 / 下段: 利用人数	1,957 日 214 人	2,057 日 224 人	2,157 日 234 人	2,271 日 253 人
⑫保育所等訪問支援 / 月 上段: 利用日数 / 下段: 利用人数	22 日 22 人	23 日 23 人	25 日 25 人	22 日 22 人

浜田市高齢者福祉計画の進捗状況について

計画期間：令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

基本目標 1 地域共生社会と地域包括ケアの実現

○総合的な相談体制の充実

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できるよう、必要な支援を把握し適切なサービスの提供のための支援を行いました。

総合相談件数：1,042件

○地域ケア体制の強化

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みとして地域ケア会議を139回開催しました。

○地域における連携体制の強化

在宅医療と介護の相互理解と連携強化を図るため、多職種連携勉強会を3回開催しました。

本目標 2 地域活動と連携した介護予防と生活支援体制の充実

○健康長寿社会の実現

健康寿命の延伸を図るため、地域の特色を生かした健康づくり事業の実施を支援するとともに保健事業と介護予防の一体的事業に取り組みました。

○介護予防の推進

地域住民のニーズや実態を把握しながら、特に通いの場での百歳体操をはじめとする運動普及やフレイル予防等の介護予防に取り組みました。

項目	目標値（令和5年度）	実績値（令和4年度）
要支援・要介護認定率（%）	22.0%以下	22.90%

○生活支援サービスの充実

要支援者に対する介護予防サービスと配食、見守り等、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供できるサービスなど地域の実情に応じたサービスを提供しました。

基本目標 3 認知症支援施策の充実

○認知症に対する正しい理解の普及

認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成講座などの認知症の人への理解を深めるための活動に取り組みました。

項目	目標値（令和5年度）	実績値（令和4年度）
認知症サポーター数（人）	8,000	7,921

○認知症になっても暮らしやすい地域づくり

認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」の整備に向けたステップアップ研修等に取り組みました。

項目	目標値（令和5年度）	実績値（令和4年度）
チームオレンジの数	3	2

○地域における高齢者の権利擁護

判断能力の低下により、必要なサービスが受けられないことや権利を侵害されないように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図りました。

項目	目標値（令和5年度）	実績値（令和4年度）
市民後見人養成講座受講者数（人）	150	127

基本目標 4 生涯現役のまちづくり

○高齢者の社会参加活動の推進や就業の場の確保

《高齢者クラブ活動の支援》

地域づくりの担い手という位置づけで支援し、健康づくり事業等の生きがい活動の推進を図りました。

《シルバー人材センターの支援》

高齢者が培ってきた技術や技能を活かすことのできる新たな就業機会の創出のための支援に取り組みました。

基本目標 5 サービス基盤の計画的整備

○介護保険施設基盤の計画的整備

介護保険事業計画で必要とされる整備目標に向け、浜田地区広域行政組合と連携し整備を進めました。

種別	整備量	整備年度
介護医療院	新規6人	令和3年度

基本目標 6 介護人材の確保と質の向上

○介護人材の確保・育成の推進

介護保険サービス事業所と連携しながら、介護に従事する人材の確保や定着に向けて支援しました。

浜田市健康増進計画の進捗状況について

【令和4年度の取り組み】

重点目標

重点目標1 子育て支援の推進

- 令和4年4月に母子保健事業機能と地域子育て支援拠点とが「子育て世代包括支援センター」として同一建物内となり、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供するワンストップ拠点となりました。又、虐待対応等を行う「子ども家庭総合支援拠点（本庁）」とは、日々の連絡、情報提供、月1回の定例会を設け、連携しながらケース対応も行いました。
- 不妊治療においては、助成制度を拡充し、どのような治療方法を選択しても経済的負担が軽減できるように治療費の助成を行いました。
- 令和4年9月30日より「はまだ子育て応援アプリすくすく」の配信を開始し、子育てに関する情報を取得しやすい体制を整えました。
- 妊娠期から子育て期にわたる伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するため妊娠届出時、出生届出後、赤ちゃん訪問等での面談を必須としたうえで、「出産・子育て応援金」の支給が開始となりました。
- 妊娠届出時、ママパパ学級、子育て支援センター事業、母子保健事業、保育所幼稚園等、学校、放課後児童クラブなどにおいて、生活習慣の大切さや食事の大切さなどの普及啓発を実施しました。

重点目標2 脳卒中・糖尿病の発症予防と重症化予防の推進

- 特定健診や特定保健指導において、個別の受診勧奨や、重症化予防の取り組みをきめ細かく行いました。特定保健指導の実施率は低く課題です。
- 職域の事業所を対象に「はまだ健活事業所応援プロジェクト」として、25事業所659名を対象に、栄養調査及び健康づくり出前講座（13回158人）等を実施し、職域（働き盛り世代）へのアプローチの足掛かりとなりました。
- 脳卒中発症者の再発予防を目的とした脳卒中訪問を実施し、地域で脳卒中の予防、発症後の早期受診の啓発に努めました。
- 食生活改善推進協議会、地区まちづくり推進委員会、みはし地域まちづくりネットワーク、食育ネットワーク等の健康づくり組織や住民組織と、健康づくり・介護予防の活動を協働して取り組むことができています。
- 「はまだ健康チャレンジ事業」で歩くこと・体を動かす機会の増加につながり、健康的な生活習慣の気運の向上になりました。

重点目標3 がん対策の推進

- がん検診自己負担金無料化の継続、及びコロナ禍で安心して健（検）診を受けていただけるよう、受診の予約や体調確認の徹底、大腸がん検診の容器の郵送など受診体制の工夫を引き続き行いました。

- 働きざかり世代を中心に、胃がん、乳がん、子宮頸がん検診の受診間隔も考慮した未受診者通知の実施を継続し、ホームページやSNS（Facebook・Twitter）を活用した検診日程等の周知を行いました。
- 要精密検査者のフォローとして、郵送や電話による受診状況把握及び受診勧奨の実施を行ったことで、大腸がん検診では精密検査結果の未把握率は減少しました。
- 高校生を対象に出前講座の実施、がん征圧月間、世界禁煙デー、禁煙週間において、すこやか員やほっとサロン浜田と協働で啓発を実施しました。

重点目標4 心の健康づくりの推進

- 浜田市自死対策総合計画に沿った活動の実施をおこないました。
（相談窓口・心の健康づくりに関する啓発、庁内・関係機関とのネットワークづくり、児童生徒を対象とした出前講座の開催、産後うつのスクリーニングとフォローなど）
- 10月から中高年ひきこもり支援事業（ワーカーズコープ委託：対象概ね40歳から65歳未満）開始により中高年のひきこもり者への相談を強化しました。
- 産後うつの早期発見として、エジンバラ質問票を活用し、早期発見・早期支援を行うとともに、子育て世代包括支援センターにおける「こころの相談」や養育支援訪問により、継続的な支援も行いました。
- 高齢者では、介護予防把握事業として、基本チェックリストを郵送で実施（75歳、80歳、85歳の要介護認定等を受けていない人）し、閉じこもり・うつ等のリスクのある人への把握訪問を実施しました。

重点目標5 介護予防の推進

- 生活機能低下の早期発見および重症化予防を目的に「基本チェックリスト」等を要介護認定を受けていない75歳、80歳、85歳の対象に郵送し、必要な人に訪問指導等を行い、必要に応じ、介護申請や包括支援センターへの情報提供等を適宜おこないました。
- 介護予防の推進のために、サロンの支援や介護予防の普及啓発として、介護予防教室等の開催による高齢者の通いの場への支援（406回開催、延1,971人）や、地域で百歳体操に等に取り組むグループの支援に力を入れています。（R4年度52団体、実人員571人、延人員4,011人、（再掲：新規13団体、実人員200人、延人員454人））
- R4年度から、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、フレイル予防（「栄養」「運動」「口腔」「社会参加」）を重点的にポピュレーションアプローチ（集団）と、低栄養予防のハイリスクアプローチ（個別）のプログラムを実施しました。

重点目標6 健康コミュニティづくりの推進

- 島根県と協働した健康寿命延伸プロジェクトのモデル地域として、地区まちづくり推進委員会・まちづくりセンター・学校等と連携した取り組みを実施しました。
- はまだ健康チャレンジ事業は応募時期を3期に増やして実施し、健康づくりの意識づくり、歩くことや体を動かす機会の増加につながりました。
又、まちづくりセンター・医療機関などの他に、県立大学・協会けんぽ・職域など、多様な関係機関・団体へはまだ健康チャレンジ事業の周知を行うとともに、連携を図りました。
- 市民の主体的な健康づくり活動への支援や人材育成として、食生活改善推進員やすこやか員等の研修会を行い、コロナ感染対策をとりながら工夫して活動を継続実施しました。

目標指標

(1) 重点目標

※1 平成30年を中間年とする5年の平均 ※2 令和3年度の実績

目標項目	対象	計画策定時 (平成29年)	目標値 (令和4年度)	実績値
平均寿命の延伸	男性	80.44歳	延ばす	81.07歳 ※1
	女性	86.46歳	延ばす	87.24歳 ※1
65歳の平均自立期間(健康寿命)の延伸	男性	16.80年	17.46年以上	17.33年 ※1
	女性	19.78年	20.92年以上	20.19年 ※1
脳卒中による年齢調整死亡率(人口10万対)の減少	男性40～64歳	33.7	33.0以下	22.3 ※1
	女性40～64歳	22.7	14.2以下	9.8 ※1
特定健康診査受診率	40～74歳国保被保険者	48.2%	60%以上	49.4% ※2
特定保健指導実施率	40～74歳国保被保険者	23.8%	増加	19.8% ※2
全がんによる年齢調整死亡率(人口10万対)の減少	男性75歳未満	97.3	92.1以下	87.5 ※1
	女性75歳未満	60.7	46.1以下	56.4 ※1
自死による年齢調整死亡率(人口10万対)の減少	男性40～64歳	60.0	45.4以下	35.2 ※1

結果

③家族と一緒に毎日食卓を囲んで食べる割合の増加

	平成 29 年	目標値	実績	評価
家族と一緒に毎日食卓を 囲んで食べる割合				
1 歳 6 か月児	91.9%	100%	90.9%	▲
3 歳児	95.1%	100%	96.4%	△

④保育所（園）、幼稚園での行事食や郷土食の実施割合
浜田市の伝統料理や郷土料理を知っている人の割合

	平成 29 年	目標値	実績	評価
保育所（園）、幼稚園での 行事食や郷土食の実施割 合	100%	100%	100%	◎
	100%	100%	100%	◎
浜田市の伝統料理や郷土料 理を知っている人の割合	26.9%	30% 以上	31.6%	◎

⑤朝ごはんの内容に主食・副菜・主菜がそろっている割合の増加
日常生活で塩分を取り過ぎないように気をつけている人の割合

	平成 29 年	目標値	実績	評価
朝ごはんの内容に主食・副 菜・主菜がそろっている割 合の増加	85.4%	90% 以上	90.6%	◎
日常生活で塩分を取り過 ぎないように気をつけて いる人の割合	32.0%	40% 以上	33.9%	△

令和4年度主な取組	<p>①<u>元気な浜田は朝ごはんからの推進（生活習慣づくり）</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 「元気な浜田は朝ごはんから」のぼり旗設置（6月）、食育啓発活動活動 「食育月間」「食育の日」PR
	<p>②<u>食に関する行事への参加（食の環境づくり）</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市食生活改善推進協議会活動支援 会員を対象に5支部毎に研修会を実施 （生活習慣病予防研修会5回84名、介護予防研修会5回85名） ・浜田市食育推進ネットワーク会議開催（計3回40名） ・食育フェスタin浜田の開催・地域食育研修会実施 市内保育所（園）、小中学校、まちづくりセンター等（25団体、42名） 内容：生活習慣病予防動画「元気な浜田は野菜たっぷり、塩ちょっぴり」 配信、講演会、事例発表、体験コーナー、展示他
	<p>③<u>共食の推進（豊かな心づくり）</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族や仲間と一緒に食べる、食事のマナーを身に付ける」取り組み 乳幼児健診や育児相談等で周知
	<p>④<u>浜田の食文化の継承（調理のできる人づくり）</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝えていきたい浜田の味」DVD啓発 ・食生活改善推進協議会による行事食や郷土料理教室の開催支援
	<p>⑤<u>生活習慣病予防のための食生活の実践（健康な身体づくり）</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・食育重点目標「主食・副菜・主菜をそろえて食べましょう」 ～元気な浜田は野菜たっぷり、塩ちょっぴり～ ・生活習慣病予防動画「元気な浜田は野菜たっぷり、塩ちょっぴり」作成し 配信とDVDに収録して市内まちづくりセンター等に配布（131施設） ・クックパッド公式キッチン「びいびくん食堂」 野菜たっぷり、塩ちょっぴりレシピ26品掲載、累計掲載レシピ162品 （総アクセス数107,041件、累計アクセス数495,040件） ・しまね健康寿命延伸プロジェクト事業 「野菜たっぷり塩ちょっぴり」浜田のみんなが健康になるレシピ集作成 三階小学校出前講座3回、みはしフェスタ啓発活動 ・食育講座 食育SATシステム（5か所151名） ・はまだ健活事業所応援プロジェクト(働き世代を対象健康づくり事業) 食事調査実施（市内25事業所659名回収率93.6%） 健康づくり出前講座実施（回数13回、参加人数158人） ・ハイリスク者対策 糖尿病性腎症重症化予防プログラム（4人） 糖尿病相談（延べ49人）、栄養相談（延べ179人）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポピュレーションアプローチ（集団） 集いの場での「食事」についての健康教育（7 圏域 12 か所 23 回 226 名） ・ ハイリスクアプローチ（個別） 低栄養予防プログラム実施（7 名 各訪問 3 回、電話 4 回） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次浜田市食育推進計画策定 食育推進ネットワーク会議を専門部会として位置づけ、計画の内容について協議を行いました。
<p style="text-align: center;">評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進ネットワーク会議と連携して取り組むことができました。 ・ 生活習慣病予防啓発動画の作成では、三階小学校児童、生産者、食改等、市民のみなさんに出演いただき、浜田市の健康実態や健康づくりの取り組みについて地域へ広く周知することができました。 ・ しまね健康寿命延伸プロジェクト事業では、県、地区まちづくり推進委員会、学校等と連携した健康づくり活動に取り組みました。 ・ はまだ健活事業所応援プロジェクトでは、事業所と連携して食事調査や出前講座等を実施し、働き世代へ健康づくりについてアプローチすることができました。
<p>令和 5 年 度へむけ て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次浜田市食育推進計画の推進 食育推進計画の周知、食育推進ネットワーク会議開催 ・ 食生活改善推進員養成講座の実施 ・ 食育フェスタ in はまだの開催

浜田市自死対策総合計画の進捗状況について

基本施策1 地域におけるネットワークの充実

- 浜田圏域健康長寿しまね推進会議（こころの健康づくり部会）や自死遺族の会、地域の自助グループと情報共有や意見交換を行いながら連携を深め、地域におけるネットワークの充実に努めました。

基本施策2 自死対策を支える相談支援体制の充実

- 市役所内部の心の健康づくりネットワーク会議及び研修会を開催し、取組みや各課の相談の連携状況等について情報交換し、ネットワークの充実に努めました。

ネットワーク会議 令和4年9月30日（金）参加者16人

- 浜田市内で自死対策や精神保健に関わる各種団体や関係機関の連携を目的に浜田市自死対策連絡会を開催しました。

自死対策連絡会 令和5年3月28日（火）参加者10人

- 高齢者の基本チェックリストや、母子保健ではエジンバラ産後うつチェックリスト等を用い、うつのリスクの高い人のスクリーニングを行い必要な支援を行いました。

基本施策3 市民への啓発と周知

- 9月自死予防週間や3月自死対策強化月間について、広報はまだや市ホームページ・SNSに掲載しました。
- 9月自死予防週間の浜田市立中央図書館での企画展示、庁舎内・まちづくりセンター等関係機関や郵便局でのポスター展示の実施、民生児童委員や地域における健康教室やサロン等で啓発グッズ等の配布を行い、普及啓発に努めました。
- 自死対策強化月間中の3月20日（月）～24日（金）に市役所1階ロビーにおいて、自死遺族自助グループ主催の「遺族の想いを伝えるパネル展示」を実施しました。

基本施策4 生きることの促進要因の支援

- 各部署での相談や面談時等において、経済的困窮、借金問題や介護負担、育児負担等うつ傾向や自死念慮の原因となるリスクの高いケースに対し、必要な関係機関につなぎ、不安や悩みの軽減に努めました。

基本施策5 遺された人への支援

- 自死遺族の分かち合いの会・虹やグリーフケア芳縁等の自死遺族の活動に対して、広報等での周知の支援に努めました。
- お悔やみファイルの中に自死に関する相談窓口を掲載しました。

基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 「SOSの出し方についての教育」についてのプログラムは、中学校へ案内をしまし

たが希望が出なかったため、市内の中学2年生に対して、SOSを出し相談することつながるパンフレットと啓発グッズを配付しました。

重点施策1 高齢者の自死対策の推進

○市と浜田市地域包括支援センターと連携し、民生児童委員や警察等などから心配なケースの情報提供を受け、必要な支援や対応に努めました。

重点施策2 生活困窮者の自死対策の推進

○生活困窮が原因により、リスクの高いケース等においては、社会福祉協議会や地域福祉課保護係等を紹介するなど、必要な支援が受けられるよう専門部署につなげるよう連携を図っています。

○コロナ禍での生活困窮の相談は、各種制度の案内や相談窓口につなげています。

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自死対策の推進

○パンフレット等を配付し、相談機関の周知に努めました。

○希望のあった事業所に対して心の健康づくり出前講座を実施しました。

重点施策4 子ども・若者の自死対策の推進

○市内の小中高校生に対して実施している「心の健康づくり出前講座」では、よりよい人間関係を構築するためのワークを取り入れ、市内小中学校3校で実施しました。

○小中学校においては、スクールソーシャルワーカー2名や各小学校にスクールカウンセラーが配置されています。

数値目標

項目	計画策定時 (平成30年※1)	目標値 (令和4年)	実績値 (令和4年※2)
男女計の全年齢の自死の 年齢調整死亡率	19.2	15.3以下 (※3)	12.3
男性の40歳から64歳までの 壮年期の自死の年齢調整死亡率	59.9	45.4以下 (※4)	35.2

※1 数値は平成26年を中間年とした5年の平均

※2 数値は平成30年を中間年とした5年の平均

※3 平成26年を中間年とした5年の平均 19.2に対して20%の減少

※4 計画策定時島根県の平均値以下

言葉の取扱い：浜田市では遺族の心情に配慮して「自死」という言葉を使用しています。ただし、法律、大綱、統計用語については例外的に「自殺」を用いています。

第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

基本目標1 子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

○乳幼児健康診査

R4 年度実績 (受診数:受診率)

乳児健診 (254 人:96.6%)、1.6 健診 (282 人:98.7%)、3 歳児健診 (322 人:97.9%)

○放課後児童クラブ

R4 年度実績 20 クラブ (直営 11 か所 委託 9 か所)

基本目標2 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

○子育て世代包括支援センター事業 (H28 年 10 月～実施)

R4 年 4 月に市総合福祉センター横に移転新築し、母子保健事業と地域子育て支援拠点事業とが同一建物内となり、妊娠期から子育て期にわたる総合相談支援を一体的に提供できるようになった。

妊娠・出産サポートプラン作成 292 人、関係機関との連絡票等の情報連携 149 件

○産前産後家事支援サポーター事業 (H27 年度～実施)

妊娠から出産後 3 年以内で家事支援が必要な人へサポーターを派遣する。

(自己負担 2 時間 400 円)

R4 年度実績 新規登録 14 人、利用者 7 人 18 回 (利用時間 43 時間)

○産後ケア事業 (H29 年度～実施)

概ね産後 4 か月未満の母子に対して、心身のケアや育児サポートなどの育児支援を行う。(自己負担 1,000 円 (非課税世帯 500 円・生活保護世帯 無料))

R4 年度実績 466 件

○産婦健康診査事業 (R 元年度～実施)

産後概ね 2 週間及び 1 か月の産婦に対して、健診を行い、産後うつの予防や乳幼児虐待の防止を図る。

R4 年度実績 (受診者数) 産後 2 週間 235 人、産後 1 か月 276 人

○不妊治療等に対する支援 (H21 年度～実施) 都度拡充

R4 年度実績 (実人数:延件数): 一般不妊治療 (29 人:32 件)・特定不妊治療 (38 人:50 件)・不育症治療 (3 人:3 件)

○認可保育所施設整備

岡見保育所において、大規模修繕を実施。

内容: 外壁等の老朽化部分の修繕、床暖房の設置、乳児トイレの改修等

○子ども家庭総合支援拠点の設置 (R4 年度～実施)

児童虐待等に関する専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言をはじめ、相談支援及び関係機関との連絡調整等を行う子ども家庭総合支援拠点を令和 4 年 4 月に子ども・子育て支援課内に設置した。

令和 4 年度実績: 児童相談受付件数 (実件数) 59 件

○新生児子育て応援金支給事業 (R3 年度～実施)

子どもが出生した世帯に対し、子育て応援金を支給する。(第 1 子、第 2 子 5 万円、第 3 子以降 30 万円)

R4 年度実績 第 1 子 117 人、第 2 子 84 人、第 3 子以降 76 人 計 277 人

○第 3 子以降保育料、給食費無償化 (R3 年度～実施)

第 3 子以降の児童について、保育所等の保育料及び給食費を無償とする。

R4 年度実績: 保育料無償化 134 人、給食費無償化 240 人

○病児・病後児保育事業 (R3 年度～実施)

保護者の子育てと就労との両立を支援するため、看護師や保育士が保護者に代わり看護・保育を行う。

R4 年度実績: 延利用児童数 219 人、実利用児童数 120 人

基本目標3 地域～地域のみんで、安心・安全な子育て環境を整えます～

○地域子育て支援拠点事業

子育て世代包括支援センター すくすく、ひなしっこクラブ、子育て支援センター おひさま、あさひなないろクラブの4か所で実施。

○子育て支援アプリの導入 (R4. 9. 30 提供開始)

必要な情報を必要な人に効率的かつ効果的に伝達し、切れ目のない支援を実施するため、一元的な情報発信が可能なスマートフォン向けアプリケーションを導入した。

R5年3月末現在 登録者数(妊婦・子ども数) 643人 ※うち、子どもの親 543人
年代別内訳：妊婦 40人 乳児 166人 幼児 318人 就学以降 119人

○教育・保育の供給体制

(実績は、10月1日現在)

認定区分	計画 (定員数)		実績 (園児数)
	R4年度	R6年度	R4年度
1号認定	280人	280人	145人
2号認定	1,060人	1,060人	937人
3号認定	805人	805人	679人
合計	2,145人	2,145人	1,761人

※ 1号認定：満3歳以上 幼稚園・認定こども園 (幼児園部)

2号認定：満3歳以上 保育所・認定こども園 (保育園部)

3号認定：満3歳未満 保育所・認定こども園 (保育園部)

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制

事業	計画		実績
	R4年度	R6年度	R4年度
①利用者支援事業 (子育てに関する総合窓口)	1か所	1か所	1か所
②地域子育て支援拠点事業 (乳幼児親子の交流や相談の場)	4か所	4か所	4か所
③妊婦健康診査	4,886回	4,620回	3,456回
④乳児家庭全戸訪問事業	330人	313人	248人
⑤養育支援訪問事業 (養育支援が必要家庭への訪問)	110件	104件	135件
⑥子育て短期支援事業 (ショート・トワイライトステイ)	2か所	2か所	施設2か所 里親14人
⑦ファミリー・サポートセンター事業 (利用件数と協力会員数)	572件 168人	549件 162人	670件 222人
⑧一時預かり事業 幼稚園等 保育所等	9,644人 873人	9,620人 745人	14,084人 656人
⑨延長保育事業	889人	853人	495人
⑩病児・病後児保育事業	193人	163人	219人
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年 高学年 合計 定員	638人 144人 782人 905人	638人 161人 799人 925人
			572人 161人 733人 915人

高齢者福祉計画等、各種計画の改定について

1 計画の位置づけ

浜田市の保健・医療・福祉の各種計画は、第2次浜田市総合振興計画を最上位計画とし、また、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置付けられています。

各種計画は地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康増進計画・自死対策総合計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画の8つの個別計画があります。

個別計画のうち、「高齢者福祉計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」について、関連する本市の各種計画との整合性を保ちながら、令和5年度に見直し・改定を行います。

【各種計画の位置づけ】



【参考：個別計画の根拠法令等】

計画の名称	根拠法令	市町村の策定
地域福祉計画	社会福祉法第107条	努力義務規定
健康増進計画	健康増進法第8条	努力義務規定
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8	義務規定
障がい者計画	障害者基本法第11条	義務規定
障がい福祉計画	障害者自立支援法第88条	義務規定
障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20	義務規定
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務規定
食育推進計画	食育基本法第18条	努力義務規定
自死対策総合計画	自殺対策基本法第13条	義務規定

【裏面へつづく】

2 計画の期間

各種計画の計画期間及び見直し時期等については、下表のとおりです。

また、同時期に浜田地区広域行政組合により、「介護保険事業計画」の策定が予定されています。これらの計画と関連させて、計画の見直し行っていきます。

▼浜田市の計画期間・見直し時期等

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合振興計画	基本構想	計画期間：H28～R7 年度							計画期間：R8～R17 年度
	基本計画	計画期間：(前期) H28～R3 年度 (後期) R4～R7 年度							計画期間：R8～R17 年度
保健医療福祉総合計画		計画期間：H30～R4 年度				地域福祉計画に統合			
地域福祉計画		計画期間：H30～R4 年度				計画期間：R5～R9 年度			
健康増進計画		計画期間：H30～R4 年度				計画期間：R5～R9 年度			
高齢者福祉計画		計画期間：H30～R2 年度 見直し	計画期間：R3～R5 年度			計画期間：R6～R8 年度			
障がい者福祉	障がい者計画	計画期間：H30～R4年度				計画期間：R5～R9 年度			
	障がい福祉計画	計画期間：H30～R2 年度 見直し	計画期間：R3～R5 年度			計画期間：R6～R8 年度			
	障がい児福祉計画	計画期間：H30～R2 年度 見直し	計画期間：R3～R5 年度			計画期間：R6～R8 年度			
子ども・子育て支援事業計画		計画期間：H27～R1 年度 見直し	計画期間：R2～R6 年度				計画期間：R7～R11年度		
食育推進計画		計画期間：H30～R4 年度				計画期間：R5～R9 年度			
自死対策総合計画		計画期間：R1～R4 年度 新規策定	健康増進計画に統合						

【参考】浜田市の計画に関連して他機関が策定する計画の期間・見直し時期等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田市地域福祉活動計画 (社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会)	計画期間：H30～R4 年度				計画期間：R5～R9 年度			
介護保険事業計画 (浜田地区広域行政組合)	計画期間：H30～R2 年度 見直し	計画期間：R3～R5 年度			計画期間：R6～R8 年度			

○各種計画の根拠規定

No.	計画の名称	根拠法令	市町村の策定	担当課	掲載ページ
1	地域福祉計画	社会福祉法 第 107 条	努力義務規定	地域福祉課	1
2	健康増進計画	健康増進法 第 8 条	努力義務規定	健康医療対策課	2
3	高齢者福祉計画	老人福祉法 第 20 条の 8	義務規定	健康医療対策課	2～3
4	障がい者計画	障害者基本法 第 11 条	義務規定	地域福祉課	3
5	障がい福祉計画	障害者総合支援法 第 88 条	義務規定	地域福祉課	3～4
6	障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条 の 20	義務規定	地域福祉課	4～5
7	子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援 法第 61 条	義務規定	子ども・子育て 支援課	5～6
8	食育推進計画	食育基本法 第 18 条	努力義務規定	健康医療対策課	7
9	自死対策総合計画	自殺対策基本法 第 13 条	義務規定	健康医療対策課	7

▼地域福祉計画 根拠規定 社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

▼健康増進計画 根拠規定 健康増進法 抜粋

(都道府県健康増進計画等)

- 第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

▼高齢者福祉計画 根拠規定 老人福祉法 抜粋

(市町村老人福祉計画)

- 第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、第2項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、市町村が第2項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
 - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 9 市町村は、市町村老人福祉計画(第2項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

▼障がい者計画 根拠規定 障害者基本法 抜粋

(障害者基本計画等)

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

▼障がい福祉計画 根拠規定 障害者総合支援法 抜粋

(市町村障害福祉計画)

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第 3 号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下この項及び第 89 条第 7 項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第 2 項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
 - 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

▼障がい児福祉計画 根拠規定 児童福祉法 抜粋

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

▼子ども・子育て支援事業計画 根拠規定 子ども・子育て支援法 抜粋

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- (3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - (2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (4) 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

▼食育推進計画 根拠規定 食育基本法 抜粋

(市町村食育推進計画)

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

▼自死対策総合計画 根拠規定 自殺対策基本法 抜粋

(都道府県自殺対策計画等)

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

令和5年度 各種計画 策定スケジュール (案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保健医療福祉協議会			第1回協議会開催	計画ごとに専門部会(3部会)を設置 (2~3回程度開催予定)				第2回協議会開催			第3回協議会開催		
市議会									議会 全員協議会 中間報告			議会 全員協議会 最終報告	
各種計画 策定委託				委託先を選定									
計画案 作業	スケジュール調整		データ収集等	ヒアリング調査	素案作成				見直し・調整	パブコメ		決定 市長 決裁	印刷製本 周知 配付

※パブコメ：パブリックコメントの略称。パブリックコメントとは、意見公募のこと。
 行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置等)

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担任事項、委員等の定数、任期及び会議の運営については、同表に掲げるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関が属する執行機関の規則で定める。

別表（第2条関係）

属する執行機関	附属機関の名称	担任事項	委員等の定数	委員等の任期	会議の定足数	表決の方法
市長	浜田市保健医療福祉協議会	市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。 市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。	識見者2人以内 医療関係団体代表5人以内 福祉関係団体代表6人以内 関係行政機関代表3人以内 学校教育関係代表2人以内 その他市長が特に必要と認める者5人以内	2年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数

○浜田市保健医療福祉協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成20年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

浜田市保健医療福祉協議会 各専門部会構成団体一覧表

(前回計画改定時)

【高齢者福祉専門部会】

(担当：健康医療対策課)

区分	団体・組織名
当事者団体	浜田市高齢者クラブ連合会
	浜田圏域老人施設協議会
	浜田地域介護支援専門員協会
	公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部浜田地区会
医療関係	浜田市医師会
	浜田医療センター
関係団体	浜田市社会福祉協議会
地域協議会	浜田地域協議会
	金城地域協議会
	旭地域協議会
	弥栄地域協議会
	三隅地域協議会
関係行政機関	島根県浜田保健所
	浜田市地域包括支援センター

【障がい者福祉専門部会】

(担当：地域福祉課)

区分	団体・組織名
当事者団体	浜田市身体障害者福祉協会
	浜田市手をつなぐ育成会
	西川病院家族会 いわみ会
	特定非営利活動法人 海
医療関係	社会医療法人清和会 西川病院
就労関係	浜田公共職業安定所
教育関係	浜田障害者就業・生活支援センター レント
関係行政機関	島根県立浜田養護学校
	島根県浜田保健所
関係団体	島根県浜田児童相談所
	浜田市社会福祉協議会
	島根県西部視聴覚障害者情報センター
	地域生活支援センター らいふ
	社会福祉法人 びゅあ
特定非営利活動法人 浜っ子作業所	

【子ども・子育て支援専門部会】

(担当：子ども・子育て支援課)

	団体・組織名
医療関係	浜田市医師会
	浜田歯科医師会
関係団体	浜田市社会福祉協議会
	浜田市民生児童委員協議会
	浜田保育連盟
	認定こども園代表
	夕日ヶ丘聖母幼稚園
	浜田市校長会
	浜田市立公立幼稚園園長会
	保育所保護者会代表
	浜田市PTA連合会
	浜田市公立幼稚園PTA連合会
	NPO法人浜田おやこ劇場
	浜田のまちの縁側
	子育てママクラブ・プチ
	島根県自閉症協会
就労関係	浜田商工会議所
	石央商工会
	連合浜田地区会議
	浜田公共職業安定所
関係行政機関	島根県浜田保健所
	島根県浜田児童相談所
	島根県立大学
地域協議会	浜田地域協議会
	金城地域協議会
	旭地域協議会
	弥栄地域協議会
	三隅地域協議会

令和4年度 病児・病後児保育室の利用実績について

令和4年度病児・病後児保育室「びいびくんのおへや」の利用実績について、次のとおり報告します。

- 1 開設日数 241 日
- 2 児童受入日数 136 日
- 3 延べ利用児童数 219 人

【年齢別児童数】

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生以上	合計
74人	50人	21人	19人	19人	16人	20人	219 人

4 利用者の主な声

- ・スタッフの方々は感じの良い方で、安心して利用することができた。
- ・昼食・おやつがあると大変うれしい。
- ・ネットで空き状況が見れたり、予約できるシステムや、診断書を紙で受け取るのではなく、電子的にやり取りできるシステムなどがあるととっても便利になると思う。
- ・コロナはおさまっているが、保護者の安心のため、個室保育は続けてもらいたい。
- ・保育時間を延長してもらえるとさらに助かる。



令和4年度 子育て世代包括支援センター「すくすく」等の利用状況について

その他資料 No.2

1 年間利用状況

(単位:人)

内容	登録者数	来所親子組数	来所児童(年齢別内訳)									来所児童(合計)	引率者	健診	ボランティア他	年間利用者合計	年間開設日数	平均利用者数/日	休日保育
			0	1	2	3	4	5	小学生	講習									
利用者数	R4年	1,310	5,014	2,765	1,080	836	702	632	267	234	0	6,516	5,921	1,966	872	15,275	294	51.96	239
	R3年	678	3,877	2,248	721	815	559	259	222	85	9	4,918	4,247	1,522	604	11,291	263	42.93	259
	R2年	680	4,600	2,767	1,283	853	365	270	118	69	0	5,725	4,824	1,826	733	13,108	280	46.81	284
	R元年	950	5,862	4,047	1,108	969	450	266	216	102	0	7,158	6,221	1,810	1,076	16,265	290	56.09	331

(単位:人)

内容	来所児童(地域別)							合計
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	市外		
地域別利用者数	R4年	5,565	63	76	6	98	708	6,516
		85.41%	0.97%	1.17%	0.09%	1.50%	10.87%	100.00%
	R3年	4,445	68	61	31	65	239	4,909
		90.55%	1.39%	1.24%	0.63%	1.32%	4.87%	100.00%

2 相談内容及び件数

(単位:件)

内容	情緒(しつけ等)	遊び(おもちゃ等)	発育(体重等)	発達(言葉等)	食事	生活(睡眠等)	体(排泄、歯、病気等)	家族(母親自身のこと)	子育て支援に関すること※1	おっぱい	その他	心の相談	合計	
														年間件数
	R3年	19	14	558	47	314	49	47	41	105	36	16	30	1,276
	R2年	36	15	570	49	336	75	79	46	123	51	26	40	1,446
	R元年	44	17	1,302	52	498	111	147	27	107	82	21	48	2,456

※1: 制度・申請・健診・予防接種・子育て支援センターに関すること

3 ファミリー・サポート・センター会員数及び利用状況

(1) 会員数

(単位:人)

内容	おねがい(依頼)	まかせて(協力)	どっちも(依頼・協力)	合計	
会員数	R4年	382	175	47	604
	R3年	386	171	51	608
	R2年	400	166	53	619
	R元年	404	166	60	630

(2) 年間援助件数 (単位:件)

年間利用件数	
R4年	670
R3年	577
R2年	559
R元年	1,111

4 地域の子育て広場・サロン利用状況

(単位:人)

地域	浜田					金城	旭	弥栄	三隅	合計	
	まちづくりセンター	石見	長浜	国府	周布						美川
大人		60	72	24	56	24	48	38	18	37	377
子ども		71	79	25	57	38	41	35	17	32	395
応援隊他		71	94	11	86	16	36	41	19	36	410
合計		202	245	60	199	78	125	114	54	105	1,182

令和4年度 子育て支援アプリの導入及び登録状況等について

1 導入目的及び主な効果

必要な情報を必要な人に効率的かつ効果的に伝達し、切れ目のない支援を実施するため、一元的な情報発信が可能なスマートフォン向けアプリケーションを導入する。

妊娠中・子育て中の保護者に、簡単・便利に妊娠・子育てをサポートし、手軽に情報収集できる仕組みを整備するとともに、不安感や孤立を解消し、子育ての充実感の増加と負担感の減少を図る。

2 アプリ名

はまだ 子育て応援アプリ すくすく

※主な機能

「電子母子手帳」+「子育て支援」+「AI機能」を組み合わせたサービスを提供

3 受託事業者

株式会社ミラボ（東京都千代田区）

※プロポーザル方式により選定（R4.9.30提供開始）

4 周知方法（主なもの）

- (1) 市HP、広報はまだ令和4年10月号、すくすくだよりへ掲載
- (2) 報道機関への情報提供（NHK、石見CATVにて放映）
- (3) チラシ配置（本庁、支所、すくすく、まちづくりセンター、図書館、保育所幼稚園等、小学校、小児科・歯科医院 等）
- (4) チラシ手渡し（母子手帳交付、すくすく来所、赤ちゃん訪問、乳幼児健診 等）

5 登録状況

令和5年3月末現在 登録者数(妊婦・子ども数)643人 ※うち、子どもの親543人

●年代別内訳：妊婦40人、乳児166人、幼児318人、就学以降119人

6 反響等

(1) 利用者側

- ・市からの情報が検索しやすくなった。
- ・各種事業の内容や参加者の様子などがわかりやすくなった。
- ・予防接種スケジュール機能など、とても便利に使っている。

(2) 行政側

- ・市からの情報発信をタイムリーに行うことができる。
- ・行事等の情報だけでなく、すくすく周辺の季節の変化や行事の様子等もお知らせし、来所を促す工夫をした。
- ・妊娠月数に応じたアドバイスや、今年度乳幼児健診受診予定者へ健診日程表を送信するなど、プッシュ通知で情報提供することができた。

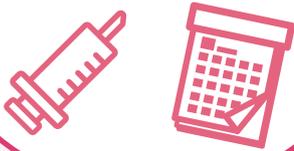
浜田市からのお知らせや予防接種の予定日を
スマホのプッシュ通知で受け取れます！

はまだ 子育て応援アプリ すくすく



予防接種を まるごとおまかせ！

生年月日から
予防接種のスケジュールを
自動作成します。
市内医療機関の検索ができます。



子育ての 記録を保存！

母子手帳の記録を入力したり
画像で保存しておくことで
万一の時にも安心です。



プッシュ通知で 安心！

予防接種の予定日・市内の
子育てに関するイベント情報などが
プッシュ通知で届きます。



カンタン&無料で登録できます♪

アプリのダウンロードはこちら！ダウンロードも無料です。



はまだ 子育て応援アプリ すくすく

パソコン・スマホどちらからでもご利用いただけます。

<https://hamada.city-hc.jp/>



※通信費やパケット代はご自身でのご負担となります。

浜田市
hamada city

〒697-0016 島根県浜田市野原町859-1
浜田市 子ども・子育て支援課子育て支援係
(浜田市子育て世代包括支援センター すくすく)

TEL : 0855-22-1253 MAIL : sukusuku@city.hamada.lg.jp

令和5年度認定こども園及び幼稚園の認可について

令和5年4月から、次のとおり認定こども園及び幼稚園の認可を受けた施設がありますので、報告します。

1 新たに「認定こども園（保育所型）」となった施設

施設名 認定こども園やさかこども園
(安城保育園と杵束保育園が統合)
所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 539 番地 5
設置者 社会福祉法人 みかわ
定員 25名 (保育園部 20名 幼稚園部 5名)

2 「保育所型認定こども園」から「幼保連携型認定こども園」となった施設

施設名 認定こども園こくふ子ども園
所在地 浜田市国分町 2205 番地 3
設置者 社会福祉法人 誠和会
定員 125名 (保育園部 110名 幼児園部 15名)

3 新たに「幼稚園」となった施設

施設名 浜田市立浜田幼稚園
(浜田市立原井・石見・長浜・美川幼稚園が統合)
所在地 浜田市熱田町 820 番地 1
設置者 浜田市
定員 60名

令和5年度 教育・保育施設の利用定員の変更について

浜田市内の教育・保育施設において、令和5年4月1日付けで以下のとおり利用定員の変更がありましたので、報告します。

(単位：人)

	施設名	利用定員						備考
		変更前		変更後		増減		
		教育 認定	保育 認定	教育 認定	保育 認定	教育 認定	保育 認定	
(1)	認定こども園 あさひ子ども園	15	80	15	70	0	▲10	
(2)	認定こども園 こくふ子ども園	15	120	15	110	0	▲10	
(3)	認定こども園 みなと子ども園	15	160	15	140	0	▲20	
(4)	認定こども園 ながさわ子ども園	15	110	15	90	0	▲20	
(5)	認定こども園 やさかこども園	-	-	5	20	5	20	安城保育園と 杵束保育園が 統合
(6)	安城保育園	-	20	-	0	-	▲20	閉園
(7)	杵束保育園	-	20	-	0	-	▲20	閉園
(8)	ちどり第2保育所	-	50	-	60	-	10	
(9)	今福保育園	-	30	-	20	-	▲10	
(10)	くもぎ保育園	-	80	-	70	-	▲10	
(11)	三保保育園	-	30	-	20	-	▲10	
(12)	浜田市立浜田幼稚園	-	-	60	-	60	-	原井幼稚園、石 見幼稚園、長浜 幼稚園、美川幼 稚園が統合
(13)	浜田市立原井幼稚園	平成31年度から休園						閉園
(14)	浜田市立石見幼稚園	50	-	0	-	▲50	-	閉園
(15)	浜田市立長浜幼稚園	45	-	0	-	▲45	-	閉園
(16)	浜田市立美川幼稚園	45	-	0	-	▲45	-	閉園
(17)	夕日ヶ丘聖母幼稚園	60	-	45	-	▲15	-	
合計						▲90	▲100	

令和4年度 出産・子育て応援金支給事業の実施状況について

令和4年度出産・子育て応援金支給事業の実施状況について、次のとおり報告します。

1 事業概要

令和4年4月以降に妊娠届出をした妊婦及び出生した子どもを養育する母（又は養育者）に対し、経済的支援として応援金を支給する。

併せて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進する。

2 支給額

- ・ 出産応援金 妊婦1人につき5万円
- ・ 子育て応援金 子ども1人につき5万円

3 支給状況

(1) 出産応援金

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に妊娠届出をした妊婦（妊娠が継続されなかった場合も含む） 437名×5万円＝21,850千円

※令和4年4月以降出生した場合も出産応援金対象として支給

(2) 子育て応援金

令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に出生した児童の母（又は養育者）

248名×5万円＝12,400千円

※赤ちゃん訪問で面談後に申請のため、令和5年3月以降に出生された方は、令和5年度分として支給

4 支給時期

令和5年3月24日以降随時支給

5 応援金支給の流れ

妊娠届出時、妊娠後期（妊娠8か月頃）及び出生届出後において、浜田市子育て世代包括支援センター、各支所の保健師等が、妊婦や産婦にアンケートや面談を行い、妊娠期から子育て期にわたる応援プランの作成や、様々なニーズに即した支援につなぐための相談及び情報発信を実施します。

